

# 戦後ドイツの教会と平和問題

—プロテスタント教会の姿勢と活動(1945–1990)—

河 島 幸 夫

## 目 次

は じ め に

序章 四大国占領下ドイツのプロテスタント教会

### I 西ドイツのプロテスタント教会と平和問題

- 1 分裂国家の誕生と再軍備問題
- 2 徴兵制の導入と良心的兵役拒否
- 3 核武装計画への対応
- 4 東欧諸国との和解問題
- 5 反核平和運動の高揚
- 6 改革派教会同盟理事会の平和宣言「キリスト告白と平和」
- 7 平和問題に関するドイツ福音主義教会の基本姿勢

### II 東ドイツのプロテスタント教会と平和問題

- 1 兵役拒否問題
- 2 国防教育と平和教育
- 3 反核平和運動の高揚と絶対平和主義への接近

### III 東西両ドイツ教会の共同平和行動

- 1 第二次世界大戦開戦40周年の共同宣言「平和への言葉」
- 2 合同平和検討委員会と共同平和祈祷礼拝
- 3 第二次世界大戦終結40周年の共同平和宣言
- 4 共同宣言「平和への道」

### IV プロテスタント系の平和運動グループ

- 1 贖いの証し行動=平和奉仕 (A S F)
- 2 福音主義青年活動共同体 (A E J)
- 3 平和奉仕活動共同体 (A G D F)
- 4 福音主義教会信徒大会

### V 世界教会協議会(WCC)の影響

- 1 アムステルダム大会 1948年
- 2 ナイロビ大会 1975年
- 3 東ドイツの教会との関わり 1980年
- 4 ヴァンクーヴァー大会 1983年

む す び

注

## はじめに

第二次世界大戦後のドイツのキリスト教会にとって、戦争を阻止し、平和を作り出すことは、最大の課題のひとつとなった。この問題を考察する際には次のような背景を念頭においておかなければならない。

ドイツは宗教改革の母国である。そこでは宗教改革者マルティン・ルターやジャン・カルヴァンの信仰を受け継ぐプロテスタントが多数派となったが、カトリック教会も根強い影響力を持ち続けた。1871年に成立したドイツ帝国では人口の約3分の2がプロテスタント教会に、約3分の1がカトリック教会に属していた。しかも教会は16世紀の宗教改革以来、領邦教会として国家権力によって手厚く保護されてきたから、ナポレオン戦争（1803-1815）、普墺戦争（1866）、独仏戦争（1870-1871）、第一次世界大戦（1914-1918）、第二次世界大戦（1939-1945）において、常に祖国の戦争を支持し続けた。平和は教会にとってそれほど重要な問題ではなく、むしろ祖国の戦争に全力を挙げて献身することこそキリスト者の信仰的証しと信じられたのである。しかしナチス・ドイツ（第三帝国・1933-1945）における宗教弾圧、教会闘争、ホロコースト、第二次世界大戦の惨禍の衝撃は、教会の戦争観や平和への姿勢に大きな転換をもたらす契機となった。

ドイツではキリスト教徒が宗教的に多数派を占めるだけでなく、教会は法律的にも社会的にも多くの特権を与えられてきた。第一次世界大戦の敗戦後、領邦君主たちがすべて退位し、帝政が崩壊した後も、共和制のヴァイマル憲法において教会は公法上の社団としての地位、国家による教会税の代理徴収、公教育における宗教授業、公立大学の神学部、教会の祭日の公休日としての保護などを認められた。

第二次世界大戦後、1949年から1990年までの東西ドイツ分裂の時代に、教会は、西独の資本主義体制、東独の社会主義体制という、それぞれ異なる国家体制の中で生きなければならなかった。西独の憲法たるボン基本法はヴァイマル憲法の宗教関係条文を継承したが、東独では伝統的な教会の諸権利は排除され、大教会も信徒の献金だけで自活する自由教会となった。

組織面では、戦後も東西ドイツのプロテスタント教会は約20年間、「ドイツ福音主義教会」(EKD)という統一組織を持ち続けた。これは分裂した東西ドイツを結ぶ唯一の統一的組織でもあった。しかし1969年に東西の教会組織は分裂し、東には「東独福音主義教会同盟」(BEK)が結成された。東西両教会の再合同は1990年のドイツ統一に伴って実現した。

東西ドイツの分裂時代(1949-1990)にも教会は、それぞれの国家体制のもとで、積極的に平和問題に取り組み、平和活動を展開し、平和への責任を引き受けようと努力した。東西冷戦、特にヨーロッパにおける米ソ対決の最前線にあったドイツにおいて、教会は戦争の可能性を小さくし、平和を創造するためにどのように苦闘してきたのであろうか。

なお、ドイツの教会ないしキリスト者の平和問題との取り組みを調べる場合、その行動主体(アクター)として大教会、小教会(自由教会、特にバプテスト、メソジスト、メノナイト、クエーカーなど)、キリスト教系平和運動グループという3要素が存在するが、今回は大教会、つまりEKDとBEKの動向を中心として考察することにした。

## 序 章 四大国占領下ドイツのプロテスタント教会

ナチズムの暴力支配と第二次世界大戦の惨禍は、戦後のドイツ人が切実に平和を求める直接の要因となった。しかも1945年5月8日の敗戦の結果、ドイツは米英仏ソの4大国によって占領され、1949年に米英仏の西側占領地区がドイツ連邦共和国(西ドイツ)として、またソ連占領地区がドイツ民主共和国(東ドイツ)として独立することになった。二つのドイツの分裂の始まりである。それ以降、両ドイツは、米ソを中心とした東西対立、つまり冷戦のヨーロッパにおける最前線として、たえず戦争と平和の問題に直面せざるを得ない運命を背負わされたのである。

さらに両ドイツのプロテスタント教会にとっては、平和問題との取り組みにおいて、教会自体の協力と連帯のみならず、両ドイツの国家的統一という悲願

が大きな比重を占めるようになった。たしかにすみやかな統一の可能性ははるかかなたに遠のいてしまったように見えたけれども、ただひとつ両ドイツを結ぶ大きな組織としてのプロテスタント教会の存続が、二つのドイツをつなぎとめる銚（かすがい）の役割を果たし続けたのである。これは、両ドイツの教会組織が1969年に形式的に分離した後も、実質的には変わらなかった。

戦後ドイツのプロテスタント教会の大部分は、多数派の合同教会（Union-skirchen）、ルター派教会（Lutherische Kirchen）および少数派の改革派教会（Reformierte Kirchen）という三つのグループの20の領邦教会（州教会Landeskirchen）のゆるやかな連合組織である《ドイツ福音主義教会》（Evangelische Kirche in Deutschland. 略称EKD）として出発した。これに所属しないバプテストやメソジスト、メノナイト、クエーカーなどのプロテスタント教会は《自由教会》（Freikirchen）と総称されている。

このドイツ福音主義教会の理事会（Rat der EKD）が、1945年10月19日に、形成途上の世界教会協議会（World Council of Churches. 略称WCC）の代表たちの前で発表した謝罪の告白が、有名な「シュトゥットガルト罪責宣言」（Stuttgarter Schulderklärung）であった。そこには次のような言葉が含まれていた。

「私たちは大いなる痛みをもって申し上げます、私たちによって多くの諸民族と諸国との上に果てしない苦難がもたらされたことを。・・・私たちは、ナチスの暴力的支配としてその恐るべき形を現した精神に対抗して・・・イエス・キリストの名の下に戦ってきました。しかし私たちは自らを告発します、もっと勇敢に告白しなかったことを、もっと忠実に祈らなかったことを、もっと喜ばしく信じなかったことを、そしてもっと熱烈に愛さなかったことを<sup>1)</sup>」。

この宣言に署名したのは、理事長のテオフィール・ヴルム（ヴュルテンベルク州教会監督）、理事のオットー・ディベリウス（ブランデンブルク総教区長）、マルティン・ニーメラー（牧師）、ハンス・アスムッセン（牧師）、グスタフ・ハイネマン（弁護士）たちであった。その文章の中には「平和」や「ユダヤ人迫害」といった言葉は含まれていないし、具体的な記述に欠けるといった批判

も可能であろう。しかし終戦直後の限られた時間と状況の中でキリスト教会が行った罪責告白としては、このシュトゥットガルト罪責宣言は決して低評価し得ない意義をもつことになった。この宣言はドイツの教会と西欧諸国の教会との和解の道を開いただけでなく、連合国による直接占領下でドイツ政府やドイツ国家が存在しない状態の中で、ドイツのプロテスタント・キリスト教会が、いわばドイツ全体、ドイツ人に代わって謝罪表明をすることによって、ドイツによって傷つけられた諸国と諸民族の心にドイツへの和解の道を開き、ヨーロッパに平和を再建する精神的・道義的基礎をすえることに貢献したからである。

次いで戦後2年目の1947年8月8日、ドイツ福音主義教会の中の《兄弟評議会》(Bruderrat)は、いっそう徹底した罪責宣言として「ダルムシュタット宣言」(Darmstädter Wort)を発表した。兄弟評議会とは、かつてナチスの時代にドイツ教会闘争で中心的な役割を担った告白教会の伝統を継承する組織である。その中心人物はハンス・ヨアヒム・イーヴァント(神学者)、M. ニーメラー、ヘルムート・ゴルヴィツァー(神学者)たちであり、かつての仲間であったスイスの神学者カール・バルトによって支持された。この宣言は次のように述べている。

「我々は、あたかも世界がドイツの本質に触れることによって癒されるかのように、特別にドイツには使命があるなどという夢を見始めたとき、過ちに踏み込んでしまった。そのことによって我々は、政治権力の無制限の行使に対して道を備え、わが民族を神の御座の上に置いた。我々は国家を内に対してはただ強い政府の上に、外に対してはただ軍事的な力の上に基礎づけはじめたが、それは致命的な誤りであった。我々は革命への権利は否定したのに、絶対的独裁への発展は許容し、歓迎してしまった。・・・昔はもっと良かったという類の夢想や、来るべき戦争の思惑などに惑わされず、・・・我々各自が正義と福祉と国内の平和と諸民族の和解に仕える、よりよきドイツの国家機構の建設のために負っている責任を、自覚せよ<sup>2)</sup>」。

このダルムシュタット宣言の基本姿勢は、ドイツ・プロテスタンティズムにおけるナショナリズムへの親和的傾向の復活を憂慮し、東西冷戦下の西側陣営

への一方的加担と反共姿勢とをキリスト教的姿勢として誤認する行き方を批判し、資本主義と共産主義という両方のイデオロギー的拘束から自由になって、《第三の道》、つまり非武装中立の道を歩むことを志向するものであった。しかしドイツ福音主義教会の大勢は、そうした姿勢を選択することができなかった。

## I 西ドイツのプロテスタント教会と平和問題

### 1 分裂国家の誕生と再軍備問題

米英仏の西側三大国が占領する地域では、1949年9月12日、ドイツ連邦共和国 (Bundesrepublik Deutschland. 略称B R D. 西ドイツ) が、またソ連が占領する地域には、同年10月1日、ドイツ民主共和国 (Deutsche Demokratische Republik. 略称D D R. 東ドイツ) が誕生した。

西ドイツの憲法であるボン基本法は、当初、非武装を規定していたが、1950年6月の朝鮮戦争の勃発を引き金にして初代首相コンラート・アデナウアーは再軍備計画を推進し始めた。彼が率いる政府与党のキリスト教民主同盟 (C D U) と姉妹政党のキリスト教社会同盟 (C S U) とは、それに賛成したが、野党の社会民主党 (S P D) は反対した。かつてナチス嫌いで迫害されたことのある老首相アデナウアーは、共産主義への嫌悪でも有名なカトリック教徒であった。キリスト教民主同盟の創立に参加したプロテスタントのG. ハイネマン内務大臣は、軍勢力中毒になって失敗したドイツは少なくとも当面は再軍備すべきでない、また、西ドイツの再軍備は東西ドイツの統一を困難にすると考え、首相の独断的政治手法に抗して内相を辞任した<sup>3)</sup>。

ドイツ福音主義教会 (E K D) は1950年4月のベルリン=ヴァイセンゼーにおける教会総会 (Synode) において、「我々は、ドイツ人同士が戦うことになる戦争に同意しない」という平和決議を採択し<sup>4)</sup>、また同年8月27日には、エッセンで開催された福音主義教会信徒大会 (Evangelischer Kirchentag) において

EKD理事会は「再軍備問題に関する声明」を出し、「秩序と平和を守るために国家は警察力を必要とする。・・・しかし我々は西側についても東側についてもドイツの再軍備を擁護することはできない<sup>5)</sup>」として、再軍備反対の見解を表明した。

EKD内の兄弟評議会も1950年9月29日、理事会の再軍備反対声明を支持することを表明し<sup>6)</sup>、さらに、告白教会の伝統を継承する自由な集団である《教会兄弟団》(Kirchliche Bruderschaften)もまた、同年10月4日、「再軍備について各教会への便覧」において次のように再軍備反対を表明した。「我々はドイツの再軍備を拒否する。なぜなら我々はイエス・キリストへの信仰において外国の軍事力からも自国の軍事力からもわが民族への助けを必要としないからである。我々は政治的平和主義を主張するものではない。しかし今日の状況においては再軍備は不可避免的にドイツの深い分裂に結びつくということを、考慮に入れなければならない<sup>7)</sup>」。

しかし、やがてEKDの大勢は《二王国論》(Zwei-Reiche-Lehre. 政治の領域と信仰の領域を峻別するルターの考え方)に依拠して再軍備を容認するようになった。この立場を代表する神学者は、ヘルムート・ティーリケ、ヴァルター・キュネットらである。これに対してEKD内の兄弟評議会や教会兄弟団のニーメラー、エルンスト・ヴォルフ、ハイネマンたちは、《キリストの王権的支配》(Königsherrschaft Christi. キリストの支配は生の全領域を含むとする考え方)を強調するスイスの神学者カール・バルトの励ましを受けつつ、再軍備に反対した<sup>8)</sup>。再軍備をめぐる教会内の対立はEKDを分裂の瀬戸際まで導いたが、分裂はかろうじて回避された<sup>9)</sup>。

## 2 徴兵制の導入と良心的兵役拒否

アデナウアー政権は西ドイツの基本法の改定と再軍備に成功し、やがて1956年7月の防衛義務法によって徴兵制を導入するようになった<sup>10)</sup>。これに対してEKDは良心的兵役拒否の権利を法制化するように要望した。その結果、基本法の中に兵役拒否の権利と代役義務(福祉勤務)とが規定されることになった

(のち第12 a 条として挿入)。EKDは兵役と代役の並存を容認した。キリスト者にとっては、兵役につくよりも兵役を拒否して代役につく方がいっそう信仰的な証言になるのではないかという問題をめぐって、議論が生じた。しかしEKDの内部で政治・社会・経済問題を専門的に扱う公共責任委員会(Kammer für öffentliche Verantwortung)は一貫して「兵役か代役かの選択をめぐる信仰の証言競争は、キリスト者の信仰共同体を危険にさらす」として明確な態度決定を避け続けた。

こうした基本姿勢はその後も変わらず、ベルリンの壁崩壊の半年前の1989年7月にも、「兵役か軍務拒否か」に関する公共責任委員会の態度表明において同じ姿勢が再確認されている<sup>11)</sup>。EKDは自由教会の中の《歴史的平和教会》(historische Friedenskirchen)の絶対平和主義(非暴力・非武装・兵役拒否)の道を選ばず、当面は武装平和の道を選択したわけである。

西ドイツの再軍備に伴うもうひとつの問題は従軍牧会(Militärseelsorge)の問題であった。ドイツでは伝統的に1871年のドイツ帝国(1871—1918)成立以来、ヴァイマル共和国時代(1918—1933)、ナチス・ドイツの時代(1933—1945)にも軍隊内、主として陸軍と海軍に教会から派遣された従軍牧師(カトリックの場合は従軍司祭)が勤務し、礼拝(カトリックではミサ)や牧会(カトリックでは司牧)活動に従事してきた。そこで戦後のドイツでもEKDは連邦政府との間で1957年2月、「従軍牧会協定」を結んで、従軍牧師を連邦軍に派遣することになった<sup>12)</sup>。EKDは当時まだ東西ドイツの教会を含む統一組織であったが、東ドイツ地域の教会は、この協定の適用を受けないものとされた<sup>13)</sup>。

### 3 核武装計画への対応

反共と力の政策を推進するアデナウアー首相は1957年4月、西ドイツ連邦軍の核武装計画を表明した。これに対する反対行動としては、カール・フリードリヒ・フォン・ヴァイツゼッカーら18人の著名な物理科学者たちによる「ゲッティンゲン宣言」(同4月12日)が有名である<sup>14)</sup>。この宣言はドイツの世論に対しても教会に対しても大きな影響を与えた。連邦議会野党の社会民主党(SPD)



も核武装計画に問題を提起し、世論も約3分の2が核武装に反対であった<sup>15)</sup>。

ドイツ福音主義教会（EKD）もまた、1958年4月30日、ベルリンでの教会総会の決議において、東西ドイツ軍の核武装に反対し、大量殺戮手段（原子兵器、細菌兵器、化学兵器）による全体戦争は神の前の良心と一致しないことを確認した。しかし核武装に対する無条件の拒否は打ち出すことができなかった。ドイツ・プロテスタント教会の内部には核武装に関しても困難な対立が存在したからである。この教会総会はかろうじてEKDの分裂を回避し、「我々は福音の下に共にとどまり、対立の克服に向けて努力する」ことを確認した<sup>16)</sup>。

すなわち、一方では、政治問題を信仰問題とすることに、《二王国論》に基づいて反対する人々、アスムッセン、テーリケ、キュネットらがあり、彼らは結局、核兵器の保有や北大西洋条約機構（NATO）への加盟を容認した。これに対して他方では、《キリストの王権的支配》を強調して、地球破壊をもたらさう大量殺戮兵器を《信仰告白の問題》（Bekennntnisfrage）として受けとめる人々、ニーメラー、ゴルヴィツァー、ハイネマンらがいる。後者のグループは西ドイツ各地に教会兄弟団を形成し、核兵器拒否の姿勢を強めた。その公式声明が1958年10月4日の「フランクフルト宣言」（Frankfurter Wort）である。そこには次のように述べられている。

「国家権力による威嚇と権力行使の方法の中に大量殺戮手段を含むことは、被造物に対して信実な、人間に対して恵み深い神の意思を事実上否定することにおいてのみ、生じうる。そのような行動はキリスト教的には擁護しえない。我々によって罪であると認識されたこの事柄において中立を保つ立場は、イエス・キリストに対する告白と両立しない。そのような行動とそのような中立性を神学的に正当化するいかなる試みも、誤った教説を生み出し、悪への誘惑を引き起こし、三位一体の神の意思を無効にするものである<sup>17)</sup>」。

ただし、通常兵器による軍備については何も言及されていないところを見ると、軍備それ自体は否定されていないわけである。

さて、ドイツ・プロテスタント教会の大勢を示すものとして重要な位置を占めるのが、1959年4月に発表されたドイツ福音主義教会（EKD）の「ハイデ

ルベルク・テーゼ」(Heidelberger Thesen)である。そこでは、戦争の廃絶をめぐりつつ、核兵器の存在については、過渡期において許容されるものとして、次のように述べられている。

「教会は、原子兵器の存在を通して平和を自由のうちに保障しようとする試みへの参加を、今日なお可能なキリスト教的行動様式として承認しなければならぬ<sup>18)</sup>」。

これは、究極目標としては戦争の廃絶（そこには当然、核兵器などの廃絶も含まれるだろう）を掲げながら、過渡的には、東側の不自由世界である社会主義陣営に対して西側の自由世界である資本主義陣営を守るためには、核兵器の存在と核抑止政策をキリスト教的に容認するという見解であり、これはいわゆる『相補的定式』(Komplementaritätsformel) にほかならなかった<sup>19)</sup>。こうした《相補性》が、これ以後も平和問題についてのさまざまな態度表明においてEKDの基本姿勢を特徴付けるものとなった。

#### 4 東欧諸国との和解問題

ナチス・ドイツによる侵略の最大の被害国は、ポーランドやソ連など東欧諸国であった。そこでの犠牲者は数千万人にのぼる。他方、戦争終結前後には東欧のドイツ系住民が数百万人もドイツへの追放（強制移住）を余儀なくされ、多数の死者が続出した。アデナウアー政権は西欧諸国との和解を推進したが、東欧諸国との関係は冷戦状態が続いた。キリスト教会にとっても東欧諸国との和解と関係の修復は大きな課題とみなされた。

1965年秋、EKDは公共責任委員会によって作成された「ドイツ難民の状態と東欧諸国のドイツ民族との関係<sup>20)</sup>」(Die Lage der Vertriebenen und das Verhältnis des deutschen Volkes zu seinen östlichen Nachbarn)と題する覚え書を発表し、東欧諸民族との和解の促進を訴え、ドイツ分裂の克服への希望を表明した<sup>21)</sup>。そこでは、ポーランドと東ドイツとの境界をなすオーデル・ナイセ線を国境として承認する可能性が示唆されている。それは、やがて1970年代に展開されるブラント政権の東方和解政策の道備えとしての役割を果たしたと

いえるだろう。

## 5 反核平和運動の高揚

1970年代はじめヴィリー・ブラントが率いる政権（社会民主党・自由民主党の連立）は、西側との同盟関係を維持しつつ、東側との和解を推進する東方政策（Ostpolitik）を展開した。それは、ソ連やポーランド、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ルーマニアなどの東欧諸国との間に現国境の不可侵と武力不行使とを柱とする東方諸条約として結実し、その結果、東西関係に緊張緩和（デタント）の時代が到来した。西ドイツの首相として戦後初めてポーランドを訪問したブラント首相は、1970年12月7日、西ドイツ・ポーランド条約（ワルシャワ条約）に調印した後、ワルシャワ・ゲッソーのユダヤ人追悼記念碑に花輪をささげ、ひざまづいて黙祷をささげた。彼は翌年ノーベル平和賞に輝いた<sup>22)</sup>。

ところが1970年代の終わりになると、ソ連のアフガニスタン侵攻や、中部ヨーロッパにおける鉄のカーテンの両側での両軍事同盟、つまりNATOとワルシャワ条約機構の対決姿勢による米ソ中距離核ミサイルの配備によって、特にヨーロッパでの東西緊張が一気に高まった。1979年12月、NATOは東ドイツを中心にしたソ連中距離核ミサイルSS20の配備に対抗して、パーシングIIと巡航ミサイルの配備を決定するとともに、東側に軍備管理交渉を提案するという二重決議を採択した。この中距離核ミサイルの特徴は、命中精度が高く、ひとたび核戦争が起これば、東西ドイツを中心として中欧に甚大な永続的被害を引き起こすことが予想された。限定核戦争の可能性が高まったのである。

こうした危機的状況を前にして、中欧諸国の民衆の間に核兵器に反対する平和運動の波が大きく高揚した。1981年6月のハンブルクにおけるドイツ・プロテスタント教会の信徒大会（Evangelischer Kirchentag）には約10万人が結集して平和を訴えた。参加者の75パーセントが若者たちによって占められた。プロテスタント系の市民運動・平和運動は反核平和運動全体の道徳的重心としての役割を演じるようになった。同年10月には当時の西ドイツの首都ボンに約50万人の平和集会が催され、中距離核ミサイルの配備反対と平和の叫びが盛り上

がった。

こうした反核平和運動の高揚の中でドイツ福音主義教会（EKD）は1981年10月、「平和を維持し促進し革新する」（Frieden wahren, fördern und erneuern）と題する覚え書を発表した。その作成に当たった公共責任委員会のメンバーは、トルッツ・レントルフ（神学者）、リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー（CDU代議士）、エアハルト・エプラー（SPD政治家）、ヴォルフガング・フーパー（神学者）らであった。この覚え書は1959年のハイデルベルク・テーゼの基本線を再確認し、戦争の廃絶をめざしつつ、過渡期においては平和を核兵器の存在によって保障するという行き方を再び容認した<sup>23)</sup>。

1983年秋、西ドイツのEKDは「平和討議のための声明—1983年秋」を発表し、軍事的対決と核配備とに終止符を打つように呼びかけた。ただし、核兵器と通常兵器との存在が国際紛争を引き起こしている現状の中で、信仰告白を援用することが紛争の解決を引き出してくれるわけではない、と主張している。

1983年11月4日、EKD教会総会は核抑止政策への拒否姿勢を鮮明に打ち出し、次のように決議した。「我々はキリスト者として言わなければならない。相互破滅の脅迫はキリストの精神にそむくものであり、我々の罪の表現である。それゆえ核抑止の体系は無条件に克服されなければならない<sup>24)</sup>」。

こうした状況の中でドイツは1985年に敗戦40周年を迎えた。5月8日、西ドイツの大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカーはボンの連邦議会で「ヨーロッパの戦争とナチス暴力支配との終結40周年にあたって」（訳書『荒れ野の40年』岩波ブックレット、1986年）と題する演説を行った。彼はその中で、ナチズムによる非人間的行為や犯罪を列挙し、次のように述べている。「過去のことには目を閉ざすものは、結局、現在のことも見えなくなります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、そうした危険に陥りやすいのです」。「罪の有無、老若いづれを問わず、我々全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わりあっており、過去に対する責任を負わされているのです」。西ドイツを代表する保守系政治家であると共に、ドイツ福音主義教会（EKD）の要職をも務めた平信徒であるヴァイツェッカー大統領の明解で率直な謝罪演説は、ドイツの内外に大きな共鳴と深い感動を呼び起こし、平和へ

の精神的基礎を固めることに貢献したといえるだろう<sup>25)</sup>。

ところで、全ヨーロッパ規模での反核平和運動の高揚は、超大国の指導者たちもこれを無視することができなかったようだ。ついに1987年12月8日、アメリカのロナルド・レーガン大統領とソ連のミハイル・ゴルバチョフ書記長は中距離核戦力（INF）全廃条約に調印した。中欧における限定核戦争の危機はとりあえず解消されたのである。キリスト教平和運動の努力は報われた。民衆の平和への熱い思いと行動がまさに一つのモラル・パワーとなって超大国の指導者たちを動かしたといえるだろう。

## 6 改革派教会同盟理事会の平和宣言「キリスト告白と平和」

前述のようなEKD理事会の1981年の平和覚え書に対する批判として、EKDを構成する少数派教会の改革派教会同盟理事会（Moderamen des Reformierten Bundes）は、1982年6月12日、「イエス・キリストへの信仰告白と教会の平和責任」（Das Bekenntnis zu Jesus Christus und die Friedensverantwortung der Kirche）と題する平和宣言を発表した。改革派教会同盟はカルヴァン派教会の連合組織であって、17の州教会からなるEKD内で2つの州教会を占めるにすぎない。この宣言は、オランダ改革派教会の教書『教会と核武装』（1979年）が示す基本姿勢に励まされて<sup>26)</sup>、東西冷戦下の大量殺戮手段の開発・製造・配備という現状に対して《信仰告白の事態》（status confessionis）を宣言し、中距離核ミサイルの配備に対する断固たる反対を表明した。その要点は次のとおりである。

「平和の問題は《信仰告白の問題》（Bekenntnisfrage）である。それを通じて我々には《信仰告白の事態》が与えられた。なぜなら大量殺戮手段に対する態度の中でこそ、福音を告白するか、それとも否定するかという事態が、問われているからである。」「大量殺戮手段に対してはキリスト者にとって造り主、和解の主、救い主なる神への信仰告白から語られる無条件の《否》、いかなる《肯定》も含まぬ否が妥当する<sup>27)</sup>」。

この宣言を作成した中心人物は理事長のハンス＝ヨアヒム・クラウス（Hans-

Joachim Kraus) と神学者のユルゲン・モルトマン (Jürgen Moltmann) であった。この宣言はプロテスタント教会の内部に激しい論争を引き起こした。宣言を支持したのは、改革派教会内の多数派やEKD内の少数派、プロテスタント系の平和運動グループであり、宣言を拒否したのはEKD内の多数派、ルター派教会、保守系の政治家や軍関係者たちである。宣言に対する最も激しい反論を出したのは、ルター派教会の連合組織であるドイツ福音ルター派連盟の指導部であった。それは二王国論に依拠して次のように主張している。「我々は、政治的決断を——たとえ生死に関わるような場合でも——教会の信仰告白の問題と宣言する改革派教会同盟理事会の呼びかけに、同意することができない<sup>28)</sup>」。

ただ、この改革派教会同盟理事会の平和宣言に関して注意しなければならないのは、それが兵役や通常兵器による自衛戦争まで否定しているわけではないということである。すなわち、改革派教会同盟理事会は絶対平和主義を唯一のキリスト教的行動様式とみなすことを拒否し、兵役を責任ある行為と認めたのである。なぜなら「未だ救われざる世にあって・・・国家は悪の力によっておびやかされて」いるからである。しかし、「国家が大量殺戮手段を権力道具の中に組み込む」ことは、国家が悪の執行者となることを意味し、「そこでは国家は反神的暴力となるから」、抵抗 (Widerstand) が正当化される<sup>29)</sup>。

日本ではあまり知られていないが、この宣言の翌年に出された新版では、宣言内容の義務的性格が撤回され、「信仰告白の事態」という文言は「信仰告白の過程」(processus confessionis) という言葉に変えられた<sup>30)</sup>。

## 7 平和問題に関するドイツ福音主義教会の基本姿勢

東西ドイツ分裂時代の平和問題に関するドイツ福音主義教会 (EKD) の基本姿勢はどのような特徴を持っていたか。それをまとめれば次のようになる。

- (1) 平和問題に真剣に取り組むことが教会の重要な責務として受けとめられている。ナチズムと第二次世界大戦との惨禍をもたらしたドイツの中にあった教会は罪責の連帯を痛感し、それをてこにして平和への責任を担いとうとしたのである。

- (2) 《正戦論》(Lehre des gerechten Krieges. 自衛戦争のみが正当な戦争＝正義の戦争として許容されるという考え方を中心とする限定的な戦争正当化の理論)は採用されず、究極目標としては戦争の廃絶、核兵器の全廃が目指されている。とはいえ歴史的平和教会のような絶対平和主義を好意的に受けけているわけでもない。一方的非武装・軍備放棄は主張されていない。いわゆる《相補的弁明》が目立つ。
- (3) 核兵器を中心とする大量殺戮手段による全体戦争は罪であるとして非難されるが、その廃絶以前の過渡期においては核抑止による平和の維持が是認される。これも《相補的定式》の例である。しかしやがて核抑止体系の克服が打ち出されるようになる。これは東ドイツ教会の姿勢への接近を示すものといえよう。
- (4) 同様に兵役も、兵役拒否による代役も、ともに認められるが、これら両方を全面的に拒否することは、容認されない。
- (5) 総じて、平和問題を教会や信仰者にとって非常に重大な問題として真剣に受けとめるが、具体的な個別問題への態度表明を神の真理ないし信仰告白と結びつけることに対する禁欲的姿勢が強い。そこにはやはりルターの《二王国論》の影響を見て取ることができるであろう。
- (6) EKDの内部には、ナチス時代の告白教会の伝統を受け継ぎ、《キリストの王権的支配》を強調して、特に核兵器の全面的拒否を《信仰告白の問題》とみなし、多数派の姿勢を批判する少数派が存在し続けた。このグループの場合でも、通常兵器による軍備は否定されていない。

西ドイツの福音主義教会は憲法(ボン基本法)の中の宗教関係条文に基づいて手厚い保護を受けてきた。さらに国際情勢の中では西ドイツは、政権が変わっても、外交政策の基本路線として西側資本主義陣営、とくにアメリカと西欧諸国を中心とする軍事同盟NATOに所属し、またEC(欧州共同体)の担い手として資本主義と議会制民主主義の体制の中に生き続けた。こうした基本構造を所与の前提条件とする限り、EKDの平和に対する基本姿勢は大きな制約を受けざるを得なかったともいえる。

## II 東ドイツのプロテスタント教会と平和問題

東ドイツの教会は西ドイツの教会とは根本的に異なる環境の下に置かれていた。第二次世界大戦後にソ連の占領下に置かれた東ドイツは1949年10月1日に社会主義国家として独立した。教会はかつて所有していた伝統的権利を奪われて私的団体となり、信徒の自由な献金と主体的な信仰によって支えられる《自由教会》となったのである。キリスト教会のメンバーであるということは、東ドイツにあっては進学や就職、昇進などの点でマイナスを引きうける覚悟をも要求した。東ドイツで活躍しようと思えば、宗教ではなく無神論を信じ、支配政党であるマルクス・レーニン主義の社会主義統一党（SED）に入党する方が有利であった。要するに教会は、社会主義体制をとる東ドイツ国家の中で、西ドイツの教会よりもはるかに厳しい環境におかれたわけである。

ただし、東ドイツは確かに一種の独裁体制ではあったが、それはナチズムのような暴力的支配体制、つまりファシズムとは本質的に異なる《権威主義体制》であった。「現存する社会主義<sup>31)</sup>」(real-existierender Sozialismus)体制の中で生きざるをえない教会は、それを全面的に肯定するのでも否定するのでもない第三の道として、《社会主義の中の教会》(Kirche im Sozialismus)という生き方を選んだのである。

### 1 兵役拒否問題

東西ドイツは1949年以来、別々の国家として歩み始めていたが、市民たちの往来は比較的自由であった。特にかつての首都ベルリンは東ドイツの中に位置し、東西ベルリンに分けられ、西ベルリンは西ドイツの特別州となり、東ベルリンは東ドイツの首都となったが、市民たちの往来は比較的自由に、住居と勤務場所とが東西ベルリン別々という場合も少なくなかった。しかし、東から西へ逃亡する人が増えたので、労働力の喪失を恐れた東ドイツ政府は、1961年8月13日、突然、東西ベルリンの境界線上に壁を築き始めたのである。これが悪名高い《ベルリンの壁》である。



そして西ドイツの再軍備からかなり遅れて1961年9月20日、東ドイツでは防衛法が制定され、志願制の人民軍が創設された。翌年の1月、徴兵制が導入されたが、良心的兵役拒否の権利は規定されていなかった。東ドイツは、西側の資本主義陣営を中心とする「帝国主義勢力」に対する反戦・反ファシズムの「平和国家」と自認していた。これに対して東ドイツのプロテスタント教会の指導部である福音主義教会指導部協議会（Konferenz der Evangelischen Kirchenleitungen、略称K K L）は1963年3月8日、「教会の自由と奉仕のための10か条」を発表して、キリスト者の和解の務めを強調し、戦争は紛争解決の方法として不適格であるとして、良心・信仰による兵役拒否者への法的保護を要望した。この文書は、政治的・国家的利益への服従が神への不服従となりうることも、指摘している<sup>32)</sup>。

こうした教会側の要望に対応して東ドイツ政府は1964年12月、工兵勤務（Bausoldat）の新設を表明した。これに対してK K Lは1965年11月6日に「兵役義務者への牧会便覧—教会の平和奉仕」を発表し、兵役よりも兵役拒否と工兵勤務とをイエス・キリストの平和命令へのいっそう明確な信仰的証言とみなすものとした<sup>33)</sup>。これは、兵役義務を国家への当然の義務とみなす東独国家への挑戦である、とみなした政府は、教会の主張の撤回を求めたが、K K Lはそれを拒否した<sup>34)</sup>。ただ、教会の声明は、核抑止政策に関しては、抑止による勢力均衡と平和保障を是認しており、この点は西独の福音主義教会E K Dのハイデルベルク・テーゼの姿勢と変わらなかった。

ところで、東西ドイツのプロテスタント教会は、分裂国家の誕生後もドイツ福音主義教会E K Dという統一組織を持ち続けていた。しかし1969年6月10日、東独の教会は分離して「東独福音主義教会同盟」（Bund der Evangelischen Kirche in der DDR、略称BEK）を結成した。とはいえ、東のBEKと西のEK Dは強い連帯意識を持って《特別の共同体》<sup>35)</sup>（besondere Gemeinschaft）を維持することを確認している。

1980年のBEK教会総会は、1965年11月の「教会の平和奉仕」の内容を再確認し、さらに1981年9月のギュストロウにおける教会総会では、BEK議長アルブレヒト・シェーンヘル（Albrecht Schönherr、反ナチ抵抗の殉教者ディー

トリヒ・ボンヘッフナー牧師の弟子)の下に「市民的代役問題について」決議を行い、平和の保障は軍事力によって達成されるべきではないとして、東独政府に対して兵役の代役として社会的平和奉仕 (sozialer Friedensdienst. 福祉勤務) の導入を要請した<sup>36)</sup>。やがて1980年代に東ドイツへも波及した反核平和運動の高揚の中で、東独の教会は兵役問題を《信仰告白の問題》として受けとめるようになった。

## 2 国防教育と平和教育

東ドイツの政府は1970年代に学校教育の中に国防教育を必修科目として導入した。これに対して東独の福音主義教会同盟 (B E K) は1971年、書記局の中に平和問題担当部を設け、平和教育の推進を対置した。1978年7月には福音主義教会指導部協議会 (K K L) が研究活動要綱「平和のための教育」(Erziehung zum Frieden) を発表し、学校現場での国防教育に反対した。

この要綱は1980年9月におけるB E K教会総会でも承認された。そこでは、「平和教育の目標とする理想状態とは、神の国としてその完全な姿を現すあの平和の類比的・歴史的・理性的な相即物である」とされ、「平和教育は、個人的不利益の感受に至るまで、平和のためには自分自身の平穏を妨げられる覚悟」を生み出すものとした<sup>37)</sup>。

## 3 反核平和運動の高揚と絶対平和主義への接近

ヨーロッパ的規模での反核平和運動の大波は東ドイツの教会と民衆をもとらえた。1980年1月、福音主義教会指導部協議会 (K K L) は「世界政治の現状に関する宣言」(Erklärung zur gegenwärtigen weltpolitischen Situation) を発表した。この宣言は、ソ連のアフガニスタン侵攻、東西両陣営の中距離核ミサイルの配備、ポーランドにおける自由労働組合《連帯》の活動など緊迫した国際情勢の中で、緊張緩和と軍縮による平和の保障を促進することを訴えた。特

に世界教会運動の組織である世界教会協議会（W C C）に対しては、「加盟諸教会に断固たる具体的平和行動を実行するように呼びかけること」を要請した<sup>38)</sup>。同年3月、東独のB E Kと西独のE K Dとは合同の平和検討委員会を設置し、1990年まで活動を続けた。

東ドイツでは1980年11月に第1回平和旬間が展開され、「武器なしに平和をつくる—剣を鋤に」（Frieden schaffen ohne Waffen—Schwerter zu Pflugscharen）が合言葉となった<sup>39)</sup>。これは旧約聖書のミカ書4章3節やイザヤ書2章4節にある平和の賛歌に由来している。すなわち、「主は国々の争いを裁き、多くの民を戒められる。彼らは剣を打ち直して鋤となし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや闘うことを学ばない」（イザヤ2：4。新共同訳）。この聖書の平和メッセージは東西ドイツの反核平和運動の中心的スローガンとして普及した。

1981年11月、東独B E Kの神学部会は「平和主義の問題について」報告し、抑止政策の容認姿勢を転換して、抑止は政治的理性に矛盾するとして批判し、絶対平和主義への好意的姿勢を示している。また1982年3月14日のB E K研究集会は「教会の平和責任に関する態度表明」を行い、キリスト者の軍隊勤務を認めつつ、兵役拒否や工兵勤務も東独国家に対する拒否を意味するものではなく、むしろ軍縮努力の一表現形態であるとした<sup>40)</sup>。

1982年、B E K教会総会（ハレ）が「平和—応答と課題」（Frieden—Zusage und Aufgabe）というテーマの下に開催された。そこでは、抑止の精神と論理とへの拒否は不可避であるとされ、K K Lに《信仰告白の事態》という概念の解明を委嘱している。また、工兵勤務や児童・生徒の信仰・良心の自由が尊重されるようにという要望、絶対平和主義への誹謗が抑えられるようにという要望も、表明された<sup>41)</sup>。

1983年、B E K教会総会（ポツダム）では、抑止戦略にかわる東西、南北間の共通安全保障体制の形成、中欧非核地帯の創設（パルメ提案）への支持が表明された。また、これまでと同様、兵役拒否、工兵勤務の選択が信仰的服従の証言として再確認されたが、同時に武器による軍務もキリスト者の選択肢として承認され、両選択とも平和への共同体の中にあるものとみなされた<sup>42)</sup>。

1984年の東独B E K教会総会（グライフスヴァルト）は「被造物へのキリスト教的責任」（Christliche Verantwortung für die Schöpfung）を主題として開催された。この総会は《抑止の精神・論理および実践の拒否》（Absage an Geist, Logik und Praxis der Abschreckung）を再確認し、中距離核ミサイルの配備を非難した。ここで注目されるのは、兵役を含む軍事手段を平和保障の道具とみなすことが疑問視されるようになったことである<sup>43)</sup>。これは、市民的平和グループの主張が東独の教会によって吸収され始めたことを示している。

1985年の東独B E K教会総会は、《抑止の精神・論理および実践の拒否》を再確認した。しかし「核兵器に直面する軍事的平和保障のシステムへのキリスト者の参加に関する基本問題」については、全会一致の解答は見出されなかった。ただし、軍事的手段と兵役はより少ない程度に平和保障への道であるとされた<sup>44)</sup>。これは絶対平和主義への接近といえる。

1987年、ゲルリッツで開かれた東独B E K教会総会は「平和問題の中で告白する」（Bekennen in der Friedensfrage）という決議を採択した。そこでは平和問題は信仰告白の問題であること、核兵器によって東西陣営が対決している現状を《信仰告白の事態》（status confessionis）としてとらえ、抑止の精神・論理および実践を拒否することが最終的に表明されている。抑止は神の正義に矛盾し、大量殺戮手段の使用・保有・生産は信仰に矛盾するとされ、《正戦論》からの脱却が図られている。こうした姿勢は、西独の改革派教会同盟理事会の平和宣言（1982年）への接近を示している。さらに、全欧安保協力会議<sup>45)</sup>（C S C E）の強化、東西両陣営をおおう共通安全保障の形成が要請され、兵役拒否、工兵勤務が平和への信仰的証言であることが再確認された<sup>46)</sup>。

1987年12月8日、米ソの首脳によって前述のように中距離核兵器全廃条約が締結された。東独のキリスト者と教会の平和の努力もまた、無駄ではなかったのである。

### Ⅲ 東西両ドイツの教会の共同平和行動

すでに述べたように、分裂国家の東西ドイツにとってキリスト教会は一つの錠（かすがい）としての役割を果たし続けた。1969年に東西のプロテスタント教会が分離して以降も、両者の《特別の共同体》関係は継続した。特に平和問題についての共同行動としては次のような歩みをあげることができよう。

### 1 第二次世界大戦開戦40周年の共同宣言「平和への言葉」

第二次世界大戦の開始40周年にあたって西独の福音主義教会（EKD）と東独の福音主義教会同盟（BEK）は、1979年9月1日、共同宣言「平和への言葉」（Wort zum Frieden）を発表した。これは、東西ドイツの教会分裂以降に出された最初の共同宣言である。その中で両教会は、二つの世界の接点にある両ドイツの教会の平和への責任を痛感すると共に、平和教育を促進すること、各領域における平和の使命に関して、両教会の互いの自由を完全に尊重しあうことを確認している<sup>47)</sup>。

### 2 合同平和検討委員会と共同平和祈禱礼拝

1980年、EKDとBEKは合同の平和検討委員会を設置し、1990年まで活動を継続した。これについてはすでに触れたが、さらに、東独の青年たちが発案した《軍縮の日》にあわせて1980年11月9日には東西共同の平和祈禱礼拝が二つのドイツの全国の教会で実行された<sup>48)</sup>。

### 3 第二次世界大戦終結40周年の共同平和宣言

第二次世界大戦の終結40周年に当たり、1985年3月19日、BEKとEKDは共同宣言「平和への言葉」（Wort zum Frieden）を発表した。そこでは、1945年のシュトゥットガルト罪責告白の内容を実行しえず、「誤った判断に屈服してきた」として、教会の歩みが反省されると共に、核抑止システムに反対すること、全ヨーロッパ平和秩序の構想を支持すること、第三世界に対して工業国

は大きな責任を有することが強調されている<sup>49)</sup>。

#### 4 共同宣言「平和への希望」

西独のEKD理事会と東独のKKLは1986年3月に共同宣言「平和への希望」(Hoffnung auf Frieden)を発表した。これは、アメリカが推進する《戦略防衛構想》(SDI:ミサイル迎撃システムの開発計画)に反対し、軍縮を要請して、平和のための公会議(世界教会会議)の開催を実現しよう、と呼びかけを行った<sup>50)</sup>。

東西ドイツの教会は1969年に組織上は分離したが、緊密な《特別の共同体》関係を維持し、平和問題においても積極的に協調したのである。西独の教会が財政的に東独の教会を支援し続けたことも、付記しておかなければならない。

### IV プロテスタント系の平和運動グループ

戦後ドイツの平和問題と教会について論じる場合には、組織教会の動向だけでなく、キリスト教系の市民的平和運動グループや平信徒の平和活動についても触れておく必要がある。キリスト教の平和活動の担い手(アクター)として重要な役割を演じたいくつかの集団と活動を、以下に取り上げることにしよう。

#### 1 贖いの証し行動=平和奉仕(A S F)

《贖いの証し行動=平和奉仕》(Aktion Sühnezeichen/ Friedensdienst. 略称A S F)は1958年、ドイツ福音主義教会(EKD)教会総会で多数の代議員有志の呼びかけによって創設された。その中心人物はプロテスタントの法律家ロタル・クライシヒ(Lothar Kreyssig)であった。彼はナチスの時代に障害者安楽死命令に抵抗した裁判官である。A S Fの結成動機は、西ドイツの再軍備、核武装問題、軍隊牧会などへの教会の対応においてシュトゥットガルト罪責宣言が十分に生かされていない、という問題意識の高まりであった。A S F

は形式的にはE K Dの組織の一部であるが、一種の《肉の中のトゲ》のような存在でもある。

A S Fの活動の重点は本来、ナチスの被害者・被害国への謝罪と和解の実践活動であったが、やがて兵役拒否、環境問題、第三世界の問題にも取り組むようになった。「武器なしに平和をつくる」(Frieden schaffen ohne Waffen)という標語を掲げ、反核平和運動の結晶核として中距離核ミサイルの配備反対に尽力した。このグループは1982年の改革派教会同盟理事会の平和宣言を積極的に支持し、大量殺戮手段に対するいかなる《肯定》もない《否定》のテーゼを歓迎した。また東独の福音主義教会同盟(B E K)の掲げる《抑止の精神・論理および実践の拒否》に賛同している。A S Fは、教会信徒大会(Kirchentag)をはじめとしてさまざまな平和の催し、平和週間の行事に積極的に参加し、良心的兵役拒否や非核地帯設置のキャンペーンを展開した<sup>51)</sup>。

## 2 福音主義青年活動共同体(A E J)

福音主義青年活動共同体(Arbeitsgemeinschaft der Evangelischen Jugend、略称A E J)は、ドイツ福音主義教会(E K D)を構成する諸教会の青年団体と自由教会の青年団体とによって作られたプロテスタント系青年団体の連合組織である。

1980年以降、平和がこの団体の重要テーマの一つとなった。1984年に定められた「平和活動の指針」には次のような主張が盛り込まれている。

- ・ 兵役問題では各人の良心的決断を尊重するが、「連邦軍での務めにつく決断は、軍縮と緊張緩和とに鋭意努力するという前提条件の下でのみ、可能とみなす」。
- ・ 軍縮のための一方的な先手行動を歓迎する。
- ・ 他国の核兵器によって「守ってもらう」こと[核の傘]を西ドイツは断念すべきである。
- ・ 中欧に中距離核ミサイルのない非核地帯をつくろう。
- ・ 西独連邦軍の装備を攻撃的な装備から防衛的装備へ再編しよう。

なお、A E Jは平和週間の共同世話人となったが、全国的な平和行動には参加していない<sup>52)</sup>。

### 3 平和奉仕活動共同体 (A G D F)

平和問題に取り組んでいる諸団体が、1968年に連合組織として《平和奉仕活動共同体》(Aktionsgemeinschaft Dienst für den Frieden. 略称A G D F)を結成した。1982年以降の構成団体は、前述のA S F、キリスト教平和奉仕会(Christlicher Friedensdienst)、福音学術共同体(Evangelische Studiengemeinschaft)、友和会(Versöhnungsbund)、プレスレン奉仕委員会(Brethren Service Commission)、マルティン・ニーメラー記念館平和センター(Friedenszentrum Martin Niemöller Haus)、世界平和奉仕会(Weltfriedensdienst)、《軍備なしで生きる》(Ohne Rüstung leben)など多数にのぼる。

A G D Fの基本目標は、非暴力行動を土台として人間と諸民族の間に和解を促進することであり、平和奉仕、平和教育・研究に重点を置いている。具体的には非暴力活動・平和教育による諸民族の和解、緊張緩和と軍縮の促進、兵器貿易の制限、南北問題や人種差別問題との取り組みである<sup>53)</sup>。

### 4 福音主義教会信徒大会

福音主義教会信徒大会(Evangelischer Kirchentag)はドイツ・プロテスタントの一体性を示すために1949年にはじめられ、西ドイツ国内を巡回して毎年1回、約1週間にわたって催される教会信徒の祭典である。1968年までは隔年に開催された。毎回数万人以上の参加者があり、その約3分の2が青少年で占められる。

特に1980年代前半、東西ドイツを中心とした鉄のカーテンの両側で中距離核ミサイルの配備が進み、限定核戦争の可能性が目に見える形で実感されるようになった時期には、教会信徒大会の平和志向が大きな盛り上がりを見せた。



1981年のハンブルクにおける大会は「恐れるな！」(Fürchtet euch nicht!) をモットーとして開催され、キリスト教系の平和運動グループが多数参加した。大会の参加者は約12万人にのぼり、その半数以上が25歳以下の若者であった。大会のプロセスの中で、「平和を造り出す」(Frieden schaffen) が最大のスローガンとなった。この大会では、1980年のクレーフェルト・アピールに呼応して、東西両陣営における中距離核ミサイルの新たな配備に反対するよう、EKD理事会に向けての決議が採択された<sup>54)</sup>。同趣旨の署名活動も展開され、1983年までに約200万人の署名を集めることができた。

## V 世界教会協議会(WCC)の影響

世界教会協議会(World Council of Churches, 略称WCC)は、欧米のプロテスタント諸教会の協力や連帯を図るためにいくつかの組織や運動の流れが合流して形成されたキリスト教会の連合組織である。やがて欧米以外のプロテスタントの諸教会や東方教会(正教会)、カトリック教会もこれに参加するようになった。世界教会運動、教会一致運動、エキュメニカル運動、エキュメニズムという言葉は、このWCCを中心とした活動を意味している。

### 1 アムステルダム大会 1948年

第二次世界大戦後はじめての本格的なWCCの大会は1948年、オランダのアムステルダムで開催された。この大会は、戦争の惨禍を踏まえて、従来諸教会によっても支持されてきた《正戦論》を非難し、「神の意思によれば、戦争はあってはならない<sup>55)</sup>」とアピールした。なお、この大会は東西冷戦の対立状況を反映する最初の場所ともなった<sup>56)</sup>。

### 2 ナイロビ大会 1975年

1975年にケニヤ（アフリカ）のナイロビで開催された大会では、いわゆる「反軍国主義プログラム」が採択された。そこでは、世界の諸教会に対して、既存の軍事的安全保障原理に対抗して軍縮の自発的アピール活動を推進するよう要請し、兵器の守護なしに生きる覚悟が求められ、歴史的平和教会の経験、つまり絶対平和主義の苦難の実践を真剣に検討するよう、呼びかけられている。その影響を受けて1980年11月のドイツにおける平和週間には《武器なしに平和を造る》（Frieden schaffen ohne Waffen）という標語が誕生した<sup>57)</sup>。

### 3 東ドイツの教会との関わり 1980年

1980年1月に東独の福音主義教会指導部協議会（K K L）が発表した「世界政治の現状に関する宣言」がW C Cのブダペスト集会（ハンガリー）で大きな共鳴を呼んだ。この宣言は、ソ連のアフガニスタン侵攻、東西両陣営による中距離核ミサイルの配備、ポーランドの自由労組《連帯》運動などの緊迫した国際情勢に対して、緊張緩和と軍縮による平和保障、教会の平和活動を呼びかけたものであった<sup>58)</sup>。

### 4 ヴァンクーヴァー大会 1983年

1983年のヴァンクーヴァー大会（カナダ）では、「平和と正義のための宣言」が採択された。この宣言は抑止システムを拒否し、原子兵器の製造・配備・使用を「人類に対する犯罪として」非難し、新たな核兵器の欧州配備に反対するよう欧米の諸教会に呼びかけている。そこでは、核兵器を中心とした工業国の過剰軍備によって第三世界の従属関係が固定され、民衆の餓死がもたらされていること、平和の創造は新しい世界経済秩序を伴う社会的正義の創造と不可分であることも、強調された<sup>59)</sup>。

総じてW C Cの世界平和に対する真剣な取り組みは、東西冷戦の最前線にあった東西ドイツのプロテスタント教会にも少なからぬ影響を与えたといえよう。

## む す び

ドイツはヨーロッパにおいてナチズムの暴力的支配と第二次世界大戦の惨禍とに直接的な責任を負う国である。戦後、連合国の米英仏ソ4大国によるドイツの分割占領と、その後の東西ドイツの分裂、独立と再出発、東西冷戦の最前線にあって、両ドイツの民衆は常に戦争と平和の問題に眼を向けざるを得ない状態に置かれることになった。

その中でも特にキリスト教会は愛と平和の福音に照らして、自らの罪責を自覚し、告白し、世界の教会や隣邦諸民族との和解を求め、それを精神的基礎として戦後のドイツの再建と平和なヨーロッパの創造のために努力しようとした。しかし現実の国際政治の世界では、米ソ超大国を中心とした力の政策や対決意識、軍事力の増強が進行し、時計の振り子は平和よりも戦争へと傾きがちであった。そうした中において、プロテスタント教会とその関連の平和集団、平信徒の民衆は、東西ドイツの地に再び戦争を起こしてはならないという願いの下に戦争の可能性を小さくし、平和の礎をより確かなものにするために、さまざまな試みを積み重ねていった。

西ドイツのプロテスタント教会の大きな組織である《ドイツ福音主義教会》(EKD)の大勢は、西側陣営の内部での反共政策、核抑止政策を当面、是認した上で、平和への努力を積み重ねるというものであった。そうした制約にもかかわらず、1980年代の中距離核ミサイルの配備問題をめぐる反核平和運動の大波の中で、EKDが核抑止システムの克服を打ち出したことは、大きな平和への貢献だったといえよう。

また、東ドイツの福音主義教会が、はじめの頃の核抑止是認の姿勢をやがて転換し、核兵器の充満する現状を「信仰告白の事態」とみなして《抑止の精神・論理および実践》を拒否するようになったこと、兵役問題についても兵役拒否や工兵勤務をより明確な信仰的証言と認定して歴史的平和教会の姿勢に接近したことは、《社会主義の中の教会》という困難な環境にあって敢行された勇氣ある行為であった。

さらに、前述のような制度教会の枠をこえた多くのキリスト教系の市民運動・平和活動の持続的で広範な展開と影響もまた、軽視できないものである。それはヨーロッパの戦争阻止と平和の創造とに少なからず貢献したといえるからである。とりわけ1980年代の中距離核ミサイルの配備に対する大規模な反核平和運動の高揚に果たした東西ドイツのキリスト教系の平和運動のモラル・パワーは、決して過小評価されてはならないであろう。こうした民衆や教会の持続的な運動の積み重ねがやがて超大国の政治家たちをも動かし、米ソによる中距離核兵器（INF）全廃条約の締結へと導いたのではなかろうか。そしてその延長線上にベルリンの壁の崩壊と東西ドイツの統一とに象徴される冷戦の終結が実現したといえるのではなかろうか。してみれば、戦後ドイツの教会とキリスト教系平和運動は、そうした一連の国際政治上の帰結に対する一つの道備えとしての役割を果たしたともいえるだろう。

しかし、そうしたプロセスの中で困難な問題もまた、未解決のままである。たとえばヨーロッパ内外の紛争、特に大規模な人権侵害や虐殺、平和の破壊を伴う武力紛争の解決方法として、武力による《人道的介入》を、教会として、またキリスト者としてどのようにとらえればよいのだろうか。そこには兵役か良心的・信仰的兵役拒否かという問題にも象徴される歴史的平和教会の問題提起、つまり絶対平和主義の挑戦をどのように受けとめるかという問題もまた、未解決のまま残されている。

## 追記

本稿は、2008年10月31日に西南学院大学で開催されたキリスト教文化学会における主題講演「戦後ドイツの教会と平和問題」の内容を大幅に補充したものである。この学会では「世界平和とキリスト教—東アジアの只中で平和を考える」という主題の下に、私の講演に続いて神山繁實氏（沖縄キリスト教大学院理事長）が「沖縄から平和を考える」と題して講演され、翌日にシンポジウムがもたれた。研究発表の機会を与えてくださった学会と世話役の諸先生に心から感謝申し上げるしだいである。

注

- 1) Kirchliches Jahrbuch für die Evangelische Kirche in Deutschland (KJ) 1945-1948, Jg.72-75, Gütersloh 1950, S.26f. 邦訳は、河島幸夫『ナチスと教会—ドイツ・プロテスタントの教会闘争』創文社、194—195頁。シュトゥットガルト罪責宣言の成立過程については、河島、前掲書の第8章「シュトゥットガルト罪責宣言への道」169—205頁を見よ。また、この宣言の公表後のドイツにおける論争については、宮田光雄『十字架とハーケンクロイツ—反ナチ教会闘争の思想史的研究』新教出版社、2000年の第5章「教会闘争と罪責告白—シュトゥットガルト罪責論争」393—460頁を参照。なお、一般にドイツ現代史における《戦争とキリスト教》の問題については、河島幸夫『戦争・ナチズム・教会—現代ドイツ福音主義教会史論』新教出版社、1993/1997年を参照。
- 2) KJ 1945-1948, S. 220-222. ダルムシュタット宣言の邦訳と解説として、武田武長『世のために存在する教会—戦争責任から環境責任まで』新教出版社、1999年の第9章「世のために存在する教会—ダルムシュタット宣言とフランクフルト宣言に見る教会の神奉仕」139—157頁を参照。
- 3) 河島幸夫『政治と信仰の間で—ドイツ近現代史とキリスト教』創言社、2005年、193—195頁を参照。
- 4) KJ 1950, Jg. 77, S. 9; Wolf Werner Rausch/ Christian Walther (Hg), Evangelische Kirche in Deutschland und die Wiederaufrüstungsdiskussion in der Bundesrepublik 1950-1955, Gütersloh 1978, S. 25. Vgl. Anke Silomon, Verantwortung für den Frieden, in: Claudia Lepp/ Kurt Nowak (Hg), Evangelische Kirche im geteilten Deutschland, Göttingen 2001, S. 137f.
- 5) KJ 1950, Jg. 77, S. 165; W. W. Rausch/ Chr. Wather (Hg), a. a. O., S.28.
- 6) KJ 1950, S. 165f
- 7) KJ 1950, S.169-172.
- 8) A. Silomon, a. a. O., S. 137. ドイツの再軍備問題をめぐる代表的な神学者たちの見解については、宮田光雄『政治と宗教倫理—現代プロテスタント研究』岩波書店、1975年、384—388頁の綿密な分析を参照。
- 9) Vgl. Helmut Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen in beiden deutschen Staaten. Beiträge zu einem Vergleich für die Jahre 1978-1987, Berlin 1989, S. 30.
- 10) A. Silomon, a. a. O., S. 139.
- 11) Ebenda, S. 145.
- 12) 従軍牧会協定の全文は、Karl Kupisch (Hg), Quellen zur Geschichte des deutschen Protestantismus von 1945 bis zur Gegenwart, Teil 2, Hamburg 1971, S.49-61.
- 13) A. Silomon, a. a. O., S.139.
- 14) ゲッティンゲン宣言の全文は、Friedrich Goedeke, Kirche, Krieg und Frieden, Stuttgart 1986, S.48. この宣言の主要な署名者は、オットー・ハーン、ヴェルナー・ハイゼンベルク、カール・フリードリヒ・フォン・ヴァイツゼッカーらである。この宣言に対する教会および神学者たちの総じて好意的な反応については、Christian Walther (Hg), Atomwaffen und Ethik. Der deutsche Protestantismus und die atomare Aufrüstung 1954-1961. Dokumente und Kommentare, München 1981, S. 69, Anm. 11.

- 15) H. Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen, a. a. O., S. 40.
- 16) これは《無力方式》(Ohnmachtsformel)と呼ばれた。F. Goedeking, a. a. O., S. 40. 西ドイツ連邦軍の核武装問題に対する代表的な神学者たちの見解についての綿密な分析は、宮田光雄『政治と宗教倫理』前掲書、396-416頁を参照。
- 17) K. Kupisch (Hg), a. a. O., S. 75. 邦訳は、武田武長『世のために存在する教会』前掲書、160頁。H. E. テート著、日本ボンヘッファー研究会編訳『平和の神学—キリストの現実からの倫理』新教出版社、336頁の「フランクフルト宣言」は著者テートの勘違いであり、「ラインラント教会兄弟団のEKD総会への質問状」が正しい。Vgl. Chr. Walther (Hg), Atomwaffen und Ethik, a. a. O., S. 83f. なお、ハインツ・エドゥアルト・テートの平和論については、河島幸夫『政治と信仰の間で』前掲書の第6章「《平和の神学》とは何か—H. E. テート著『平和の神学』を中心に」159-176頁を参照。
- 18) Thesen, in: Günter Howe (Hg), Atomzeitalter, Krieg und Frieden, 3. Aufl., Witten u. Berlin 1962, S. 232; Die "Heidelberger Thesen" von 1959, in: Frieden wahren, fördern und erneuern. Eine Denkschrift der Evangelischen Kirche in Deutschland, hg. v. der Kirchenkanzlei der EKD, Gütersloh 1981, S.83.
- 19) ハイデルベルク・テーゼの第6テーゼは次のように述べている。「我々は、核兵器のディレンマに陥っている異なった良心的決断を相補的 (komplementär) な行動として理解するように努めねばならない」。G. Howe (Hg), a. a. O., S. 230; Frieden wahren, fördern und erneuern, a. a. O., S. 81. なお vgl. A. Silomon, a. a. O., S.144. 《相補性》についての分析として、宮田『政治と宗教倫理』前掲書、408頁を参照。H. E. テート『平和の神学』前掲訳書、339-340頁もハイデルベルク・テーゼの《相補的行動》をくわしく解説しているが、全体としてハイデルベルク・テーゼを「初めて徹底的に考えぬかれた教会の平和倫理への手がかりである」(343頁)として高く評価している。
- 20) Die Denkschriften der Evangelischen Kirche in Deutschland, Bd. 1/1: Frieden, Versöhnung und Menschenrechte, Gütersloh 1978, S. 77-126.
- 21) Vgl. A. Silomon, a. a. O., S.141. 宮田、前掲書、35頁をも参照。
- 22) ブラント政権の東方和解政策と西ドイツの政治状況については、たとえば次の文献を参照。河島幸夫編著『世界平和への道—激動のドイツと国際政治』中川書店、2004年の第4章「西ドイツの東方政策と連邦議会選挙」77-134頁。
- 23) Frieden wahre, fördern und erneuern, a. a. O. S.10-75. この覚え書の作成を委嘱された公共責任委員会の全メンバーの氏名と職業は、Ebenda, S. 97. なお、1980年代前半の西ドイツの反核平和運動の中のプロテスタント教会の状況と雰囲気については、体験談を中心とした次の文献をも参照。村上伸『西ドイツ教会事情—古くて新しい教会』新教出版社、1984年の特に第8章「平和運動と教会」245-269頁。
- 24) H. Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen, a. a. O., S. 57f.
- 25) Richard von Weizsäcker, Zum 40. Jahrestag der Beendigung des Krieges in Europa und der nationalsozialistischen Gewaltherrschaft. Ansprache am 8. Mai 1985 in der Gedenkstunde im Plenarsaal des Deutschen Bundestages, o. O., o. J. 永井清彦訳『荒野の40年—ヴァイツゼッカー大統領演説全文』岩波ブックレット、1986/2001年。同書の末尾につけられた「ヴァイツゼッカー演説のいくつかの背景」と題する村上伸の解説も有益である。なお、河島幸夫『政治と信仰の間で』前掲書の第8章「ヴァイツゼッカー

- 一大統領の人と信仰」229-246頁をも参照。
- 26) Vgl. Kirche und Kernbewaffnung. Materialien für ein neues Gespräch über die christliche Friedensverantwortung. Als Handreichung vorgelegt von der Generalsynode der Nederlandse Hervormde Kerk, hg. u. übersetzt von Hans-Ulrich Kirchhoff, Neukirchen-Vluyn 1981. 次の訳書をも参照。『教会と核武装—オランダ改革教会教書』池永倫明訳、新教出版社、1985年。
- 27) Rolf Wischnath (Hg), Frieden als Bekenntnisfrage. Zur Auseinandersetzung um die Erklärung des Moderaments des Reformierten Bundes “Das Bekenntnis zu Jesus Christus und die Friedensverantwortung der Kirche”, 3. Aufl., Gütersloh 1984, S. 9. この宣言の邦訳と解説として、『キリスト告白と平和—ドイツ改革派教会平和宣言』小池創造訳、新教新書、1984年。引用箇所に対応する部分として、小池訳書、12、18、32および56頁を参照。なお、当時の国際情勢やドイツの国内政治状況も含めた森平太の解説「信仰告白の課題としての平和問題」（同訳書、107-129頁）も有益である。
- 28) Vgl. R. Wischnath (Hg), Frieden als Bekenntnisfrage, a. a. O., S. 438f.
- 29) H. Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen, a. a. O., S. 64f.
- 30) Ebenda, S. 66.
- 31) くわしい説明は、D. ゼンクハース著、河島幸夫訳『ヨーロッパ2000年—一つの平和プラン』創文社、1994年、116頁の訳注6（現存する社会主義）を見よ。
- 32) A. Silomon, a. a. O., S. 147.
- 33) Kirchliches Jahrbuch 1966, Jg. 93, S. 249-261. Vgl. A. Silomon, a. a. O., S. 148.
- 34) Vgl. A. Silomon, a. a. O., S. 148f.
- 35) H. Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen, a. a. O., S.15f., 50f. ; A. Silomon, a. a. O., S. 136.
- 36) A. Silomon, a. a. O., S. 154.
- 37) Ebenda, S. 150 u. 152.
- 38) Ebenda, S. 151f.
- 39) Ebenda, S.153. なお、この当時の平和運動の標語「剣を鋤に」をめぐる問題については、vgl. Anke Silomon, “Schwerter zu Pflugscharen” und die DDR. Die Friedensarbeit der evangelischen Kirchen in der DDR im Rahmen der Friedensdekaden 1980 bis 1982, Göttingen 1999.
- 40) A.Silomon, Verantwortung für den Frieden, a. a.O., S. 153f.
- 41) Ebenda, S. 155.
- 42) Ebenda, S. 156.
- 43) Ebenda, S. 156.
- 44) Ebenda, S. 157.
- 45) 全欧安保協力会議についての説明は、D. ゼンクハース、前掲訳書『ヨーロッパ2000年』119頁の訳注11を見よ。なお、この組織は現在では全欧安保協力機構（OSCE）と改称されている。
- 46) A. Silomon, a. a. O., S. 158.
- 47) Ebenda, S. 150.
- 48) Ebenda, S. 153.

- 49) Ebenda, S. 156f.
- 50) Ebenda, S. 157.
- 51) H. Zander, Die Christen und die Friedensbewegungen, a. a. O., S. 70-72.
- 52) Ebenda, S. 61f.
- 53) Ebenda, S. 68f.
- 54) Ebenda, S. 88.
- 55) Zit. n. H. Zander, a. a. O., S. 31. Vgl. Fr. Goedecking, Kirche, Krieg und Frieden, a. a. O., S.57.
- 56) 宮田光雄『政治と宗教倫理』前掲書、376-377頁参照。
- 57) H. Zander, a. a. O., S. 31; Fr. Goedecking, a. a. O., S. 57.
- 58) A. Silomon, a. a. O., S. 151f.
- 59) H. Zander, a. a. O., S. 31; Fr. Goedecking, a. a. O., S. 57. なお、特に解説しなかった国際政治上の専門用語の説明については、D. ゼンクハース著、河島訳『ヨーロッパ2000年』前掲のくわしい訳注欄（113-151頁）を参照されたい。

本稿についての連絡先

〒814-8511 福岡市早良区西新6-2-92 西南学院大学法学部内 河島 幸夫